

インボイス制度説明会の御案内

令和5年10月から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入され、適格請求書（インボイス）を発行できる「適格請求書発行事業者」となるための登録申請の受付は、令和3年10月から開始されています。

1 説明会の主な内容

インボイス制度の基本的な仕組み

2 説明会の日程

	日 付	時 間	場 所	定 員	連 絡 先
法 人 の 事 業 者 向 け	令和4年（以下同じ） 8月22日（月）	免税事業者向け 14時30分～ 15時30分	大田区蒲田 5丁目40-1 蒲田法人会 法人ビル4階 研修室	各15名	【予約申込先（メールのみ）】 e-mail : infono2@houjinkai-kamata.jp メールの本文にて、必ず参加する人のお名前又は団体名、参加人数、 参加される時間帯 をご記載下さい。 【内容のお問い合わせ先】 蒲田税務署 法人課税第1部門 03-3732-5151（代表）内線416
	9月12日（月）	課税事業者向け 16時00分～ 17時00分			
	10月11日（火）				
個 人 の 事 業 者 向 け	7月26日（火）	免税事業者向け 10時00分～ 11時00分	大田区蒲田本町 2丁目1-22 蒲田税務署 5階会議室	各20名	【予約申込先（電話のみ）】 蒲田税務署 個人課税第1部門 03-3732-5151（代表）内線213 開催日の前日 16時までにお電話で申込願います（9月26日分の申込みは9月22日（木）16時まで）。
	8月18日（木）				
	9月26日（月）	免税事業者向け 15時00分～ 16時00分			
	10月26日（水）				

3 説明会の参加に当たって

- 参加を希望される方は、会場の収容人数の都合上、**事前予約制**とさせていただきますので、事前に連絡先まで申込みをお願いします。
なお、定員に達した時点で、予約の受付を終了させていただきますので、あらかじめ御了承ください。
また、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、中止する場合がございます。
- 税務署の代表電話にお問い合わせいただく際は、税務署の電話番号におかけいただいた後、自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。
- マスクの着用をお願いします。
- 御来場には、公共交通機関をご利用ください。

軽減税率制度及びインボイス制度に関する情報については、

下のコードからサイトへ

国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) の「消費税の軽減税率制度・

適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）」を御覧ください。

